

平成21年度第2回 御菌地区地域審議会概要

- 1 開催日時 平成21年9月8日(火) 午後7時00分～午後8時00分
- 2 開催場所 御菌総合支所 会議室2-4
- 3 議事内容 ① ごみの収集方法等の統一に関する基本方針について
② 防災行政無線(同報系)整備基本計画について
③ その他
- 4 出席委員 一蝶哲司委員、浦崎恵子委員、戸上米子委員、中北好美委員
中村 正委員、西村 正委員、平野あけみ委員、藤原ひろみ委員
宮本隆生委員、森 真吾委員、山本健司委員
- 5 欠席委員 中西 源委員、中村浩一委員、西脇英一委員、山崎 力委員
- 6 出席職員 総合支所長、環境生活部参事、生活環境課長
地域振興課担当職員、生活環境課担当職員

7 議事概要

会 長

ただいまより、平成21年度の第2回地域審議会を開催させていただきます。本日は、「ごみの収集方法の統一に関する基本方針(素案)」が、各地域審議会で協議し提出した意見書をもとに一部修正をして基本方針が決定したため報告させていただきます。

それでは、事項書にもとづいて議事を進行させていただきます。まず、本日の出席委員は、11名であり過半数に達していますので、本日の審議会が成立していることを報告させていただきます。

それでは、議題1の「ごみの収集方法等の統一に関する基本方針について」を、事務局より説明をお願いします。

事務局

議事に入る前に本日の議事内容について訂正をお願いします。開催通知では、「ごみの収集方法等の統一に関する基本方針について」のみを、議題としていましたが8月27日の市議会総務政策委員協議会で報告され、今後整備を進めることとなった「防災行政無線(同報系)整備基本計画」を会長と相談して本日の議題に追加していますので了承をお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

なお、本日は基本方針の説明のため、環境生活部 参事が出席していますので紹介させていただきます。

この基本方針については、前回の会議で「素案」を説明させていただきました御菌地区の意見書として8月6日に市長へ提出したところですが、各地区の地域審議会の意見書及び自治会の意見等を参考にして、基本計画が決定したので説明させていただきます。

内容説明については、環境生活部参事よりお願いします。

環境生活部参事

5月から素案を各地区の地域審議会、自治会長・区長への説明、自治会での説明会の開催などを行ってきました。

先ほどの説明にあったとおり各地区の地域審議会の意見書、自治会からの意見などを参考に基本方針を決定したので説明させていただきます。まず、各地区の地域審議会の意見書の概要について報告いたします。

伊勢地区は、基本的な部分は、適当であるとの結論を得ていますが、地域及び住民にその内容が十分理解されるよう配慮するとともに、次の意見を考慮して進めるよう求めています。

集積場所の設置にあたっては世帯数にとらわれることなく、地域の距離的、時間的状況や地域住民の意見に十分配慮し対応すること。特に高齢者、障がい者への対応に配慮した集積場所を検討すること。観光地でもあるので景観に配慮した集積かごの設置などを検討すること。統一にあたっては単にごみの分別などを案内するだけでなくごみ問題やごみ減量化など将来ビジョンや方向性を示した啓発活動を住民とともに実施することなどの意見をいただきました。

続いて二見地区は、意見書が審議した内容を掲載しているので、主なものを説明します。まず1つ目は、住民サービスを低下させないとの観点から常時出せる体制を作ること。出来ない場合は、月2回の回収を要望する。次に旧伊勢市では個別収集を行っているが、同じスタートラインで集積化を図っていけるのか。実施にあたっては、試行期間を設けてほしい。伊勢市が、今までこのような方法だったのでこの方法に統一したいというのであれば住民は納得できないなどの意見が出されています。

次に小俣地区は、収集方法を統一されたことは評価できるが、資源ステーションに排出する品目について排出・回収を週1回とすることはできないか。理由として旧小俣町は、全日排出が可能であったため急激な変化に対応しかねるとのことである。旧伊勢市、旧御菌村においても平成22年4月からステーション方式により完全実施すること。資源ステーションの管理・運営はすべて行政で行うこと。ごみ行政は、今後も経費削減に努めて現在の業務のなかで可能なものは極力民間に委ねること。将来この業務を完全に民間委託化するための施策を講じること。ごみに関する行政の責務、市民の責務を明確にしてそれを推進する施策を講じることなどの意見が出されています。

最後に御菌地区は、ごみの収集方法の統一については、合併調整項目であり新市で統一することは理解できるが、御菌地区の一部地

域では、可燃ごみの集積所収集が基本方針の基準世帯では困難な地域もあるため地域性を十分考慮し進めていくこと。収集方法等の変更は、住民生活への影響が多岐であり基本方針の主旨、内容について周知の徹底を図ること。集積所、資源ステーションの設置は自治会と連携し住民の合意が得られる場所を選定すること。資源物の回収頻度の急激な減少は住民生活への影響が大きいため段階的な統一を検討すること。資源ステーションは、市が適切な管理・運営を行い不法投棄、防犯・防火対策の充実を図ること。住民のごみに対する意識の向上を図るとともに減量化・資源化の一層の取り組みを行うこと。今後も収集コストの削減を推進することなどの意見が出されています。

以上が各地区の地域審議会の意見書の概要です。

なお、各自治会からも意見が出されていますが、概ね地域審議会での意見と同様の内容となっています。

なお、意見で多かったのは、資源物を品目ごとに回収日を定めると変更するなら、可燃ごみの集積所収集も同時に始めるべきであり、旧伊勢市・御菌村の集積化が可能なのかとの意見であります。

さらに、資源物の回収日を定めることにより今までの生活習慣を変えなければならないことへの不安や月1回の回収となった場合に、資源ステーションへ収納できるのか、溢れたごみがステーションの周りに放置されるのではないかと意見です。

なお、旧伊勢市区域の取り組みとしては121の自治会に対して7月末までに180回を超える説明会を実施しました。当初は、自宅前に可燃ごみを出していたのを集積化するという事で不便さを感じて反対の意見も多くありましたが、説明会を重ねるうちに合併し集積化している地域も多くあること、集積化により経費の削減についても理解できるとの意見が多く寄せられるようになりました。

そのことにより、概ね平成22年度には集積化が可能であると考えています。今後、集積場所を選定していくうえで、特に市街地では、基準世帯を下回る場合も予想されるが、集積化を実施することを優先し取り組んでいきたいと考えています。

以上のように住民の方々の意見をもとに、基本方針を取りまとめて8月24日の市議会の教育民生委員協議会へ協議をさせていただきました。協議会の場でも、各地域の方々の理解を得て連携して取り組んでほしいとの意見が多くありました。

それでは、基本方針の内容について説明させていただきます。以前に説明させていただいた素案から、品目別排出頻度を一部変更しています。素案では、缶・金属類、資源びん、紙・布類、ペット

ボトルについて月1回の回収としていましたが、住民の方々の意見でも急激な変化には対応が困難であるとの意見が多くあるため、段階的な変更させていただきたいと考えています。

具体的には、平成22年度は、缶・金属類は全市で月2回の回収を行い、資源びん、紙・布類、ペットボトルは、二見町、小俣町、御園町のみ月2回の回収とします。なお、平成23年度からは、当初の素案どおり全市で月1回の回収とさせていただきます。素案とは一部変更をしていますが、段階的な取り組みを行うことといたしました。

また、御園地区では現在の小林にあるリサイクルプラザを拠点ステーションとして整備します。水曜日、土日祝日に排出できるため、決められた日に排出できない方に有効的に利用させていただきたいと考えています。説明は、以上となっています。

会 長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

委 員 私の住んでいる地域の現状として、以前は、ペットボトルの回収袋が10袋程度であったのが、現在は、20袋程置いてあるのに一杯になり旧御園村の時に配布したペットボトル用のビニール袋にも入れて出されているようである。一例ではあるが、ごみの量が非常に増えていると感じた。計画のように排出日が少なくなると資源ステーションの容量が足りなくなるのではないか。

また、区の役員が排出日以外は鍵を掛けているため、資源ステーションの周辺にごみを置いていく住民も見られる。以前の説明では、市が責任を持って管理することであり不法投棄の対策をどのように考えているのか。

環境生活部参事

資源ステーションの容量については、平成22年度のみ排出頻度を月2回とすると説明しましたが、その理由として、月2回の排出でごみの量が、どの程度となるかを確認したいと考えています。

それにより、月1回になった場合に資源ステーションの容量が足りるかを判断していきたい。不足する場合は、容量を増やすことは困難と考えられるため、他の場所へ増設することを検討していきます。

次に不法投棄の対策ですが、資源ステーションについては、市が管理させていただくため使用しない日は、施錠することとします。そのため、資源ステーションの前に不法投棄することが考えられますが、不法投棄があった場合は、まず中身をかためて持ち主が特定できた場合は、警察とも連携し取り締まっていきたい。

持ち主が、特定できない場合には一定期間、資源ステーション付近に置いて看板等で不法投棄である旨を周知したい。その後は、

市が責任を持って処理します。不法投棄対策は、地道な活動ではあるが排出日などのごみのルール、不法投棄防止などの周知を続けていきたいと考えています。

委員 住民の方も現在の生活スタイルを変更しなければならないため、少しでも残せるものは残してほしいという考えがあるのではないかと。

環境生活部参事

排出日の減少は、サービスの低下であり何とか現在の状態を維持してほしいとの意見も多くいただくが、ごみの収集方法については、御園地区の意見書にもあるとおり合併調整項目では統一するとなっています。現在のいつでも排出できる状態を全市に適用した場合は、非常に大きな経費の増加となること、従来から排出日を決めて対応している地域では、現状に対してサービスが悪いとの認識を強く持っていないで、拠点ステーションを上手く活用すれば対応が可能であるとの意見もあり、今回の基本計画に定めた排出頻度となっています。1年間ではあるが、試行期間を設けているため住民の方々には、排出日を決めた方式に慣れていってもらいたいと考えています。

総合支所長 先ほどのペットボトルなども潰して出すなど、排出する場合の工夫なども住民の方々に周知していくことも、市として大切なことと考えています。少数でも、そういう工夫をしていただくと次に出す方が見習っていただいて住民の方々に浸透していくと思われるため、地道な活動として続けていくことが重要と考えています。

委員 不法投棄について、警察と連携して対応をするとのことであるが、どのように対応するのか。

環境生活部参事

資源ステーションの横へ置いてある場合などは、排出日を間違えて出す場合なども多いと思われるため、基本的には中身を調べて持ち主が、特定できれば正しい日に出すよう指導していきます。また、住民の方には、排出日を知らせるため貼紙など周知を徹底していくことが重要と考えています。

なお、非常に悪質な場合や、業者などが産業廃棄物などを捨てている場合などは、警察に通報し厳しく対応していきたい。

会長 他にご意見等は、ございませんか。
無いようですので、議題1は終了させていただきます。
ここで、環境生活部参事は退席します。

○環境生活参事、生活環境課長、生活環境課担当職員 退席

会長 それでは、続きまして議題2「防災行政無線（同報系）整備基本計画について」を事務局より説明をお願いします。

事務局 防災行政無線は、電波法により周波数の割り当てが1市町にひと

つとなっていることから、東海通信局へ無線局統合に係る計画書を提出し、昨年度、整備計画を策定いたしました。

基本計画の概要を説明させていただきます。

まず、基本的な考え方として、現在も旧4市町村ごとに運用しているアナログ施設を廃止しデジタル化して1つのシステムに統合します。主な機能としては、従来と同様の屋外拡声子局といわれるラッパからの音声放送のほか、通信衛星を通じて、津波情報、緊急地震速報、ミサイル・テロ情報などを屋外拡声子局から自動放送するJアラート設備となっています。

次に、屋外からの放送設備の概要を説明します。

無線の親局は、庁舎の耐震強度が最も高く、本庁舎が大地震で損壊し、防災拠点の機能を失った場合、御菌総合支所が防災拠点になると想定しているため御菌総合支所へ設置します。

また、本庁舎、二見、小俣、消防本部に遠隔制御装置を設け専用線で結んで、それぞれで無線の操作ができるようにします。

続いて、整備工程を説明します。

今年度、実施設計を行い平成22年度より御菌総合支所へ操作親卓を設置し、同時に御菌地区の屋外拡声子局のデジタル化工事を行います。その時点で、旧伊勢、二見、小俣の既存のアナログ設備に信号変換装置を設置して放送の一元化を行います。平成25年度までに、その他の地域を順次デジタル化整備の工事を行い平成26年度に市内全域をデジタル化したいと計画しています。

事業費については、操作親局と遠隔制御装置、中継所、屋外拡声子局等を含めて15億円と推定しています。

なお、資料には個別受診設備が記載されていますが、導入できる機能は整備することとなっていますが、多額の費用が必要なこともあり今後、庁内で協議検討していく予定となっています。

また、放送が聞こえなかった場合に電話で放送内容が案内される再応答システムや、津波などにより危険な沿岸部、土砂災害が危険な地域には、屋外拡声子局のマストに危険情報を電光掲示板で知らせるシステム、携帯電話やパソコンへの情報配信などについては、今年度の実実施設計にて詳細を決定していく予定となっています。

総合支所長

新市として防災情報の伝達手段のベースとなるのが、先ほど説明させていただいた防災行政無線であり、そのシステムをデジタル化して整備していくというのが主な内容です。それに伴う御菌町、小俣町、二見町も関係する個別受信機については、8月27日の市議会総務政策委員協議会でも質問があり、今後どのようなシステムが適当なのかを協議していくと回答したところです。本日は、現在の整備

計画の進捗状況を報告させていただくことを目的としていますので今後の検討内容等は、随時報告させていただきたいと思います。

会 長 ありがとうございます。防災行政システムについては、詳細については決定していない部分もあるようですが、現在の状況について説明をしていただきました。

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

委 員 非常に莫大な事業費であり、事業の必要性はどうなのか。

総合支所長 現在の旧自治体単位で運用している防災行政無線では、災害時などに一元化した放送ができないこと、デジタル化することにより放送が聞こえにくかった場合に放送内容が案内される再応答システムなどの新たな機能を整備することが可能となること、災害時の情報伝達手段が多様化できることなど、この事業は非常に重要と考えています。

委 員 旧御蔭村のシステムでは個別受信機が27台となっているが。

事務局 防災行政無線における27台の個別受信機は、建設当時に屋外拡声子局から放送が聞こえにくい世帯に対して個別受信機を貸与しているものであり、小俣町、二見町のように全世帯へ配布している個別受信機とは状況が異なっています。

委 員 御蔭町は、個別受信機としてケーブルテレビのホームターミナルを全世帯に配布されているが、このホームターミナルはどのようにしていくのか。

総合支所長 旧御蔭村時代に、ケーブルテレビによる個別受信機を設置した理由として、資料の現在の設備概要を見ていただくと他の3市町は、平成9年度から平成13年度に設備の更新を行っていますが、旧御蔭村は、平成10年度に、防災行政無線の設備を更新するか、新たにケーブルテレビによる個別受信機を整備するかを検討し、経費的にも大差がなく、防災情報のみならずさまざまな行政情報も配信できるケーブルテレビによる個別受信機を整備することとなり、現在も防災情報の伝達手段として運用している状況です。

今後、旧二見町、旧小俣町で運用している防災行政無線の放送を受信できる個別受信機と同様に、新市で個別受信機をどのように位置づけていくかを検討している状況です。

委 員 現在、ケーブルテレビを引いている世帯には、個人負担は発生しないのか。

総合支所長 旧御蔭村におけるケーブルテレビのホームターミナルは、先ほども説明したとおり防災情報の伝達手段として各世帯に配布したものであり、その付随機能として21チャンネルによる行政放送を視聴できること、更には、ケーブル会社との協議により他の民法番組も無

料で視聴が可能となっています。なお、新市のケーブルテレビの加入世帯のなかで視聴料が無料となっているのは、防災情報の伝達手段としてホームターミナルを設置している御菌町の方のみであり、ホームターミナルの取り扱いは未定であります。負担の公平性の観点から、今後も視聴料を無料としていくのは困難ではないかと思われまます。本日の説明内容は、防災情報の伝達手段である防災行政無線の整備計画について、現在の状況をお示ししたところであり、先ほども申し上げたとおり、今後の検討内容等は、随時報告させていただきます。

委員 この防災行政無線のデジタル化への整備は、伊勢市のみの事業であるのか。災害時に警察、消防や国・県の機関との連携は、どのようになっているのか。

事務局 防災行政無線の整備は、伊勢市として実施するものであるが、デジタル化することにより、Jアラート設備の導入が可能となり緊急地震速報などの広域的な情報なども発信することが可能となります。

会長 ほかに、ご意見等はございませんか。
事務局から説明があったように、現在検討している内容については、決定しだい、皆様にお示しすることとしますので、議題2については、終了させていただきます。

事務局 次の「その他」の事項について、事務局より何かございますか。
各地域審議会の委員の方々の交流を目的として11月21日に小俣公民館で交流会を開催します。内容として、基調講演とグループ討議を予定していますので、参加についてよろしく願いいたします。

会長 なお、開催通知は、後日送付させていただきます。
正副会長会議で、各地域審議会はそれぞれに活動しているが、各地区の委員の交流の機会を設けてはとの意見が出されたため、今回の交流会を開催することとなりました。他の地区の委員の方々の意見を聞く良い機会だと思いますので、皆様の参加をよろしく願いいたします。それでは、本日の議事については終了しましたが、他にご意見等はございませんか。

委員 今回のごみの問題に関わらず、住民に情報を良く周知してほしい。特に生活に影響を与える問題などは、検討段階からでも、周知して住民の方の不安を取り除いてほしい。

事務局 住民の方々には、広報、回覧などにより適宜、周知を図っていきます。

会長 他にご意見等はございませんか。質問等も無いようですので、これもちまして、第2回御菌地区地域審議会を終了いたします。

終了